② 申請方法　当機構ＨＰを参照
https://www.ur-net.go.jp/order/info.html
③ 問い合わせ先　上記４⑴と同じ。なお、期限までに申請書及び資料を提出しない者並びに競争参加資格がないと認められた者は、本競争に参加することができない。

⑹ 次のいずれにも該当する契約先は、当該独立行政法人から当該法人への再就職の状況、当該法人との間の取引等の状況について情報を公開することとなったので、詳細は入札説明書を参照すること。
① 当機構との間の取引高が、総売上高又は事業収入の３分の１以上を占めていること
② 当機構において役員を経験した者（役員経験者）が再就職していること又は課長相当職以上の職を経験した者（課長相当職以上経験者）が役員、顧問等として再就職していること

⑺ 手続における交渉の有無　無
⑻ 契約書作成の要否　要
⑼ 関連情報を入手するための照会窓口　上記４⑴に同じ
⑽ 詳細は入札説明書による。

6 Summary
⑴ Official in charge of disbursement of the procuring entity : Mitsunobu Tashima, Director General of East Japan Rental Housing Office／Urban Renaissance Agency
⑵ Classification of the services to be procured : 42
⑶ Subject matter of the contract : Conformity survey of standards for certification of housing complexes, etc. (in Tokyo area. Focus complexes.).
⑷ Time-limit for the submission of application forms and relevant documents for the qualification : 4 : 00 P.M. 25 January 2021
⑸ Time limit for tenders submitted by E-bidding : 10 : 00 AM to noon, 10 March 2021
⑹ Contact point for tender documentation : General Affairs Department, East Japan Rental Housing Office, Urban Renaissance Agency, 19th floor, Shinjyuku Island Tower Building, 6―5―1, Nishishinjyuku, Shinjyuku-ku, Tokyo 163―1382 TEL 03―5323―4307

公募型競争入札方式に係る手続開始の公示（建築のためのサービスその他の技術的サービス（建設工事を除く））

次のとおり指名競争入札参加者の選定の手続を開始します。

令和３年１月７日

独立行政法人都市再生機構
東日本賃貸住宅本部
本部長　田島　満信

◎調達機関番号　599　◎所在地番号　13

1 業務概要
⑴ 品目分類番号　42
⑵ 業務名　令和３・４・５年度一団地認定基準等適合性調査・その他設計業務（東日本エリア）
⑶ 業務内容　東日本エリアにおいて、建築基準法（以下、法という）第86条第１項及び第２項または、法第86条の２各項の規定に基づく認定により整備された団地の全域を対象とし、現況調査・認定基準への適合性の確認を行い、一団地認定基準適合性調査報告書等の作成及び各種申請を行うものである。
主な業務は以下の通りである。
・一団地認定基準適合性調査
・建築物現況調査
・建築基準関係規定適合性調査
・総合設計許可要綱等適合性調査
・設計図書作成
・工事費内訳書作成
・一団地認定の取り消し・認定取得
・建築基準法及び関係法令申請
⑷ 履行期限　契約締結の翌日から令和６年３月31日
⑸ 本件は、参加表明書及び参加表明資料を受け付け、価格と価格以外の要素を総合的に評価して落札者を決定する総合評価方式の業務である。
⑹ 本件においては、参加表明書の提出（ただし、資料は持参するものとする。）及び入札等を電子入札システムにより行う。なお、電子入札システムにより難いものは、発注者の承諾を得て紙入札方式に代えることができる。

2 指名されるために必要な要件
⑴ 次の㋐に掲げる資格を満たしている単体企業又は㋑に掲げる資格を持つ設計共同体
㋐ 単体企業　入札参加者に要求される資格は、次の①から⑤に掲げる資格をすべて満たしていること。
① 独立行政法人都市再生機構会計実施細則（平成16年独立行政法人都市再生機構達95号）第331条及び第332条の規定に該当する者でないこと。
② 機構の東日本地区における平成31・32年度（令和元・２年度）測量・土質調査・建設コンサルタント等業務に係る一般競争（指名競争）参加資格について、「建築設計」の業種区分の認定を受けていること。
③ 参加表明書（以下「表明書」という。）及び参加表明資料（以下「資料」という。）の提出期限の日から開札の時までの期間に、当機構から本件業務の履行場所を含む区域を措置対象区域とする指名停止を受けていないこと。
④ 暴力団又は暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずる者でないこと。（詳細は、機構ＨＰ→入札・契約情報→入札心得、契約関係規定→入札関連様式及び標準契約書等→標準契約書等について→別紙暴力団又は暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずる者、を参照）
⑤ 平成22年度以降に受注し完了した、以下に記載する業務（※１）の実績（元請に限る）を１件以上有する者。
※１ 「業務」とは、以下のイ）またはロ）のいずれかに該当する実績をいう。
イ）団地再生事業化検討等（団地（建築基準法第86条第１項から第４項又は建築基準法第86条の２第１項から第３項（以下「一団地認定」）による共同住宅団地）において新築、増築を行う事業で、基本計画検討業務又は基本設計業務若しくは一団地認定を取得するための申請業務及び建物設計業務をいう。）
ロ）事業化検討業務等（敷地に複数の建築物を新築、増築を行う事業で、基本計画検討業務又は基本設計業務若しくは申請業務及び建物設計業務をいう。）

㋑ 設計共同体　㋐に掲げる条件を満たしている者（㋐の①から④についてはすべての構成員に必要な条件、㋐⑤については代表者に必要な要件）により構成される設計共同体であって「競争参加者の資格に関する公示」（令和３年１月７日付東日本賃貸住宅本部長公示）により、東日本賃貸住宅本部長から当業務に係る設計共同体としての競争参加の資格の認定を受けている者であること。

⑵ 以下の①～⑦に掲げる基準を満たす予定管理技術者、予定主任技術者及び予定担当技術者を当該業務に配置できること（設計共同体の場合は代表者に必要な要件）。
① 予定管理技術者の要件　一級建築士の取得後５年以上の実務経験のある者で、平成22年以降に完了した上記⑴㋐⑤に示す業務に従事したことが１件以上ある者。
② 予定主任技術者の要件　一級建築士の取得者で、平成22年以降に完了した上記⑴㋐⑤に示す業務に従事したことが１件以上ある者。
③ 予担当技術者の要件
職種　必要資格
建築設計　一級建築士
建築積算　一級建築士又は建築積算士
適合性・現況調査　一級建築士又は建築基準適合判定資格者
遵法性調査　建築基準適合判定資格者
屋外施設　技術士（総合技術監理部門又は建設部門）又はＲＣＣＭ
④ 予定管理技術者、予定主任技術者の再委託は認めない。
⑤ 予定管理技術者は予定主任技術者を兼任できない。